

神護寺下

補位預所職事

方件西津元預所職位重代相傳

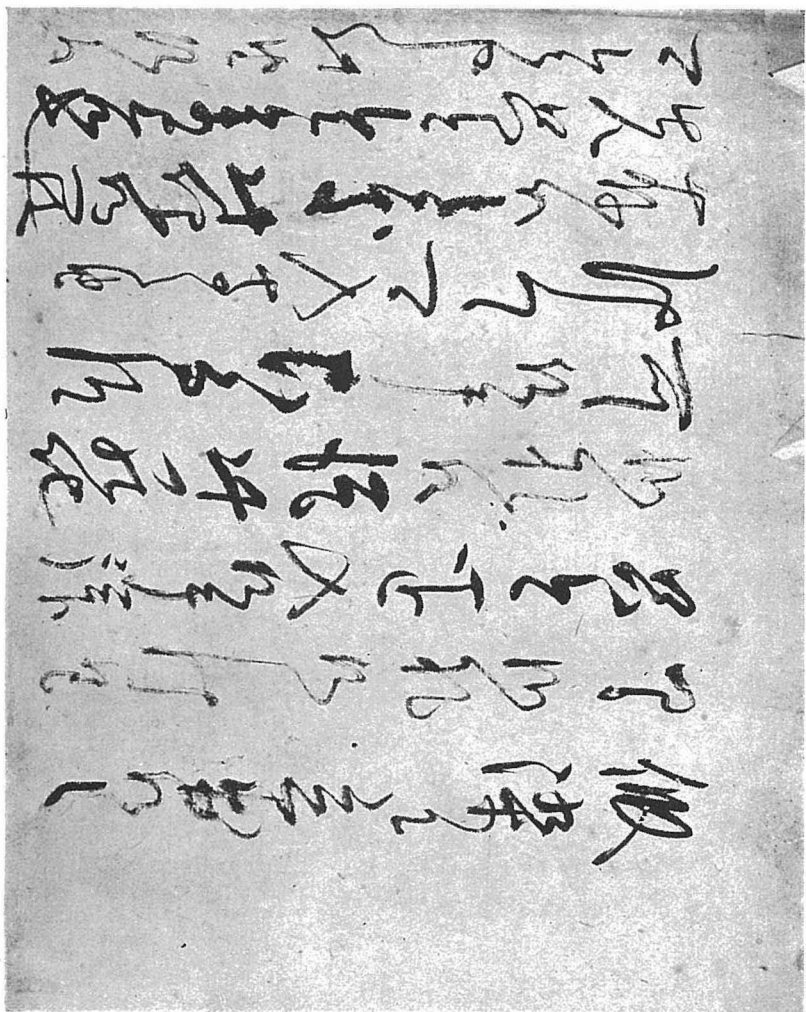
道理以平氏女者部濱長孫成員金蓮所令補位

被職也唐官有姓去直采知隨符第

可致作年貢以下等所決之狀件

貞應元年十二月日

文部省



圖版二 明 惠 人 上 書 狀 (神護寺文書一號)

## 神護寺文書に就いて

田井啓吾

神護寺文書は、既に明治の初め、内閣修史局に於て採訪され、明治二十年に出版された史徵墨寶には、源頼朝、平政子、梶原景時、文晁上人の書狀が收められて居る。

次いで明治二十九年に出版された徵古文書甲集にも、その一部が收められ、更らに近年刊行されて居る大日本史料にも亦、採録されて居るものが少なくない。既にこれ等に於て、神護寺文書の一斑は、學界に紹介されて居るのであるが、未だその全部が一般の利用に供せられるところまでには至つて居ない。今回、京大國史研究室に於て影寫本を作成するに當り、一通りの整理が出来上つたので、神護寺文書の全部を印刷に付し、一般の利用に供しやうとするのである。

從來の神護寺文書は、錯簡が多かつたが、今回の整理では、能うる限り訂正を試みた。又年次未詳のものも數多くあつたが、手がかりの存する限り考證し、年代順に配列する様努力した。及ばなかつた點は、今後、同學諸氏の御叱正により、訂正する機會を得たいと思つて居る。

## 二

神護寺の草創は、和氣清麿の神願寺の建立に由來する。和氣清麿は、延暦年中(十二年以前)神願寺を建立したが、天長六年に至り、その子眞綱は上表して、神願寺の敷地が汚穢で壇場に適さぬ故に、神願寺の定額寺たるを止め、同じく和氣氏の建立に係る高雄寺を新に定額寺とし、神護國祚眞言寺と命名せんことを請ふところがあつた。

これより先延暦二十一年、最澄は高雄寺に於て、法華大

會を修し、弘仁三年に至つて、空海も亦高麗寺に於て、最澄以下に對し金剛界・胎藏界の兩部の灌頂を行つた。爾來當寺は、眞言祕密灌頂根本道場として、教界に重きをなすに至つた。

空海に次いで眞濟が當寺を管し、その間神護寺の規模は大いに整つたが、後退轉し、殊に鳥羽院の御時、久安五年、一山壞滅の厄に遭ひ、古くより傳はる寺寶も所々に散佚した。

文覺の神護寺復興は、仁安三年に始る。仁安三年秋の頃、神護寺に詣でた文覺は、八幡大菩薩の御願であり、弘法大師の舊跡である神護寺が痛く荒廢して居るのを見て、復興の大願を發し、自ら草庵を結んで居住し、復興に努力するところがあつた。併し文覺の獨力を以ては如何とも難かつたので、承安三年四月、文覺は後白河院の法住寺殿に參り、千石庄の御寄進を所望したが、院の御許容を得ることは出来なかつた。憤懣の餘り種々の惡言を吐いた文覺は、北面の武士に捕へられて檢非違使に下され、やがて伊豆國に配流されることになつた。治承二

年、赦されて神護寺に還住したが、壽永元年に至り、後白河院の蓮華王院御幸の時、御堂の内陣に進參して、神護寺復興の爲めに庄園を御寄進あらんことを請ひ奉つた。今回は後白河院の許容し給ふところとなり、こゝに神護寺復興は緒に就くことになつた。これより先神野眞國庄は、その領家藤原泰通より寄進されてゐたが文書九一、壽永二年には持田庄が、壽永三年には宇都庄文書一、吉富庄文書三、足守庄、西津庄が夫々寄進された。元暦元年には、金泥兩界曼荼羅が神護寺に還付され文書九四、九五、九六、曼荼羅に付屬して居た福井庄も亦、神護寺の所管に歸した。文覺のこの成功の裏には、恐らく頼朝の支持があつたのであらう。文覺と頼朝との交渉は、文覺が伊豆在國中頼朝の學兵に畫策したことに始り吾妻鏡、文、治二、正、三、爾來兩者の間は極めて緊密となり、頼朝の歸依によつて文覺の威光は天下に充滿すると云はれたほどであつた明月記、正治、元、二、十七。神護寺の復興は、かくて漸く軌道に乗り、文治六年二月には神護寺金堂の常燈始があり、後白河院は親しく臨幸して燈火を點じ給ふまでに至つた文書十。然るに文覺は、

頼朝の没後間もなき正治元年二月、源通親の陰謀にはか  
られ、捕へられて檢非違使に預けられた。次いで正治元  
年三月、佐渡國へ配流されたが、建仁二年十二月、赦さ  
れて再び京師に召歸された。元久二年、又もや對馬國に  
配流され、遂ひに鎮西で命を終つて居る。

文覺の生涯は、かくの如く波瀾のある生涯であつた爲  
めに、神護寺の復興も、完成するところまでは行かず、  
文覺の弟子上覺の時に至つて、始めて完成を見たのであ  
る。

## 三

さて今回印刷に付する神護寺文書は、總通數二七四通  
に達するが、先づこの文覺の神護寺復興時代のものが最  
初に來る。尤も神野眞國庄關係のもので、平安朝末期の  
年號を有するものがあるが、それは、泰通が神野眞國庄  
を神護寺に寄進した時、神野眞國庄に副へられて神護寺  
に入つたものと考へられる。

これに續いて、文覺の弟子上覺のものが來る。文覺の

弟子としては、明惠房高辨の名は著聞して居るが、上覺  
房行慈の名は未だ餘り知られて居ないので、神護寺文書  
印刷の機會に、併せて上覺房行慈のことを簡単に紹介し  
度いと思ふ。

## 四

上覺房行慈に關しては、寺傳に文覺の弟子で、明惠の  
伯叔に當ると傳へられ、元亨釋書等の記載も亦、この寺  
傳を裏書して居る。明惠の出自に關しては、湯淺系圖に  
就いて見るに、湯淺宗重の第四女に、明惠上人母との注  
記があり、又高山寺明惠上人行狀上にも、湯淺宗重の第  
四女が、高倉院武者所平重國に嫁して、明惠を生んだこ  
とが記述されて居る。ところが湯淺系圖には、上覺の名  
を逸して居るので、寺傳や元亨釋書等の記載に就き疑問  
の節が存せぬではなかつた。然るに愚管抄の平治亂の勃  
發に關する記述によつて、湯淺宗重の息に上覺の存する  
ことが確められ、寺傳や元亨釋書等の記載の誤のないこ  
とが立證せられた。愚管抄卷五に

此間ニ清盛ハ太宰大貳ニテ有ケルガ、熊野詣ヲシタリケル間ニコノ事ドモヲバ、シ出シテ有ケルニ、清盛ハイマダ參リツカデ、フタガハノ宿ト云ハタノベノ宿ナリ。ソレニツキタリケルニカクリキハシリテ、カ、ル事專ニ出キタリト告ケレバ、コハイカマセンズルト思ヒ煩ヒテアリケリ。子ドモニハ越前守基盛ト、十三ニナル淡路守宗盛ト、侍十五人トヲゾ具シタリケル。是ヨリタマツクシザマヘヤ落テ、勢ツクベキナンド云ヘドモ、湯淺ノ權守ト云テ、宗重ト云紀伊國ニ武者アリ、タシカニ三十七騎ゾ有ケル、ソノ時ハヨキ勢ニテタマヲハシマセ、京ヘハ入レ參ラセナント云ケリ。熊野ノ湛快ハサブライノ數ニハエナクテ、鎧七領ヲゾ弓矢マデ皆具タノモシクトリ出テ、サウナクトラセタリケリ。又宗重ガ子ノ十三ナルガ、紫草ノ小腹巻ノ有ケルヲゾ宗盛ニハキセタリケル。ソノ子ハ文覺ガ一具ノ上覺ト云ヒ、ジリニヤ。代官ヲ立テ參モツカデ、ヤガテ十二月十七日ニ京ヘ入ニケリ。

とある。

神護寺文書に就いて(田井)

上覺が文覺の室に入つたのは極めて早く、文覺が始めて神護寺に居住した時、上覺は道勝房と共に文覺に隨逐したとあるから文書、恐らくは仁安三年のことかと思はれる。後には專覺阿闍梨も來住し、この兩三人が、文覺の意中を知る弟子となつたのである文書。

文覺は、玉葉には「荒聖人文覺」元曆元、八廿一、とも「已非普通之人、爲大凶人」建久四、七、とも云はれ、又愚管抄卷六には「文學ハ行ハアレド學ハナキ上人ナリ。アサマシク人ヲノリ惡口ノ者ニテ人ニイハレケリ。」と云はれて居る様に、極めて性格の激しい人であつた。上覺も亦可成り強い性格を持つて居たことは、數々の書狀から推測することが出来るが、一方實際的な手腕をも備へており、神護寺復興に當つては、よく文覺をたすけて、實績を擧げたものと思はれる。建久年間、文覺は神護寺の外に東寺の修理にも携つたことがあつたが、その際、上學房行慈と專學房性我とが修理人として實際の事に當つたことは、天野金行宮剛寺古記(大阪府史蹟名勝天然紀念物調査報告書第六輯)所收の被籠東寺講堂佛眞言一卷の興然の端裏書に明か

ある。或は又、建久六年、鳥羽勝光明院の寶藏に納められて居た大師自筆の八幡大菩薩御影を、石清水八幡宮より請ひ取らうとした事件があつたが、文覺は書狀を三善康信に呈して、この御影はその由來よりして當然神護寺に歸すべきことを主張した。この書狀の案文は、早く國寶に指定され、激越な文調よりして文覺の自筆と考へられて居たが、筆蹟を検するに、上覺の筆なることは疑ひがない。これ等のことを以てしても、上覺が常に文覺の後にあつて、文覺活動をたすけたことが知られるであらう。

文覺は、承安三年伊豆へ、正治元年佐渡へ、元久二年對馬へと、三度の配流に處せられたが、上覺が何れの度にも文覺に隨逐して共に辛酸を嘗めたことは、上覺自らその書狀に於て述べて居るところである。文書、四、九、五九。併し、元久二年と云へば、上覺も既に五十九歳の老齡であり、且つその前後、上覺自身も日向國に配流されたことがあるので、文書、四九。對馬配流にまで隨逐したかどうかは疑はし

い。文覺と上覺との關係は、大體上述の如くである。上覺

は、文覺の眞實の後繼者であり、又よき協力者であつた。次いで上覺と明惠との關係を簡單に述べて見る。

前述の様に、上覺は明惠の伯叔に當る。かゝる關係から、明惠は、先づ伯叔上覺の室に入つたのである。治承四年、八歳にして一時に父母を失つた明惠は、翌養和元年、九歳にして故郷を出て高尾山に上り、伯叔上覺の室に入つて俱舎願を受け、旬日を経ずして一部を暗誦し、早くもその穎脱した才能のひらめきを示した。文治四年、十六歳にして上覺に隨つて出家し、東大寺戒壇院に於て具足戒を受けて居る。次いで建久元年、十八歳にして上覺に隨つて十八道を傳受し、下つて建仁元年、二十九歳にして上覺より傳法灌頂を受けた。

以上の如き兩者間の關係は、主として明惠上人の傳記から拾ひ出されるところであるが、これによつて、明惠の若年の修學が、上覺に多くを負ふたことが知られるであらう。元久二年九月十九日の明惠の書狀文書、十一は、宛名を缺いて居るが、師上覺に宛てたものであることは疑ひがない。その文言は、師を慕ふ切々の情に始り、歲月徒

らに過ぎて修學の果の得難きを憂ふる閻々の情を訴へ、  
釋迦の聖跡を戀ひ捨身の願を述べるに至つて、極めて高  
い調子に達して居る。一言一句人を打つこの書狀を通じて、  
明恵も亦熱情の人であつたこと、及びその熱情を傾  
倒して師上覺を慕つて居たことを知ることが出来る。さ  
ればこそ、上覺は又、屢々明恵の夢にもあらはれたので  
あつた。後年明恵が、鎌倉初期の舊佛敎界に於て重きを  
なしたのも、明恵自身の敎學に對する只管の熱情による  
とは云ひながら、又上覺が、若年の明恵に與へたよき指  
導を考慮の外に置くことは出来ないであらう。嘉祿二年  
十月、上覺の入滅に當つて、明恵は、上覺の棺に種子眞  
言を書き、師に對する最後の給仕をしたのであつた。

以上によつて、鎌倉初期の神護寺に於ける上覺房行慈  
の位置の大體を説明し得たかと思ふ。以下、現存の行慈  
書狀より知られるところを要約し、行慈の紹介を終り度  
いと思ふ。

貞應三年夏の比、上覺は紀伊國持田庄に下り、持田庄  
の經營及び神護寺の寶塔造立に就いて盡力して居る。當

時已でに中風に侵されて居たが、勸進聖の様に一軒々々  
當つて歩いて、漸く材木の曳夫を調へたこともあつた  
文書。この一事も亦、大師宮仕の爲めには身命を捨て悔  
ひない上覺の面目を傳へるものであらう。

或は又、當時仁和寺に宗全なるものがあり、尊卑分脈  
によれば持明院基宗の子に當るが、北白河院の御歸依を  
受けて神護寺の別當になつた。他寺の僧を以て神護寺の  
別當とすることは、文覺の四十五箇條起請文の趣意に反  
するので、寺僧と別當との間に反目が生じ、上覺が持田に  
下向して居る間に遂ひに表面化するに至つたが、上覺は  
常に文覺の一味和合の意を體して事に當り、よく紛亂を  
鎮靜して居る文書五八。一六〇。

嘉祿元年九月四日、文覺の配流以後一時中絶した神護  
寺の復興も遂ひに完成を見たので、明恵を導師として、  
納涼坊に於て傳法會が修せられ文書七六。翌嘉祿二年三月二  
十七日、北白河院の勅願として、神護寺供養がとり行は  
れた文書七七。この時北白河院が佛前に敬白された願文の草

稿は、最近神護寺に於て發見され、全文は美術研究第四



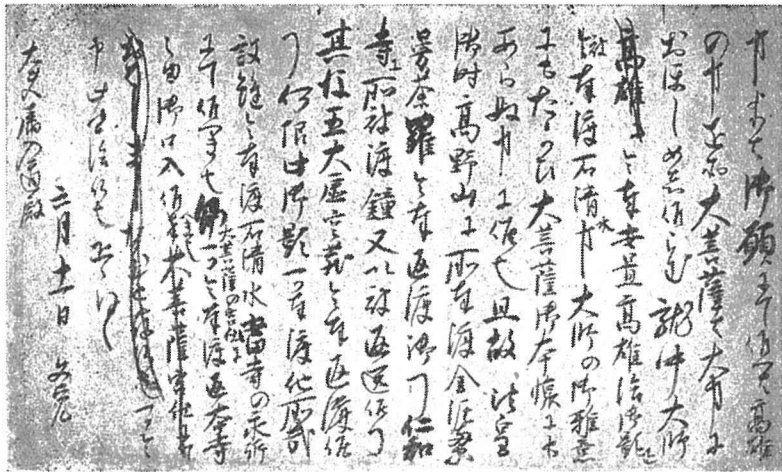
大師所在世之時所有書量傳  
 八幡大菩薩所歌大師所書 鳥羽院  
 所付高難顛倒、有竟院、同歌  
 中、頃古の件、所歌をとりまゝに  
 一、鳥羽院、いま、くわく、くわく、歌  
 實、花、よ、け、有、清、湖、く、く、高、當、時  
 備、列、書、成、備、く、本、多、量、石、清、水、中  
 上、三、く、慈、外、傳、下、く、く、大、善、薩  
 の、お、原、一、や、等、く、く、所、心、を、ま、り、傳、等  
 凡、又、の、心、新、儀、を、刻、度、任、任  
 本、不、當、中、使、也、高、難、と、大、善、薩  
 所、願、を、石、清、水、く、大、善、薩、の  
 私、の、所、任、所、ま、り、く、く、傳、等、の、

(實圖) 案 狀 書 人 上 覺 文

十七號に神護寺諸堂記として紹介されて居る。上覺の持病の中風は、一時快方に赴いた様で、幸ひにこれ等の盛儀を見ることが出来たと思はれるが、嘉祿二年秋、病は再び重つて八〇、遂ひに嘉祿二年十月十七日、八十歳の高齡を以て入滅した。

因みに吾妻鏡には、文治二年七月十一日の條に、行慈法橋をして故前備前守行家の佛事を行はしめることを始として、行慈に關する記述が散見するが、これが上覺房行慈に當るか否かは俄に決し難い。上覺が少くとも政子と面識があり、且つ政子書狀文書が上覺に宛てられたと推定される點から、或は又神護寺に住した惠眼房が勝長壽院の別當に補せられた點から、同人説にも相當の根據があることを思はしめるが、吾妻鏡の行慈は房號が大學房であり、且つ法橋・法眼に敘せられてゐる點よりして、同人説を承認することも困難と思はれる。附記して後考を待ち度いと思ふ。

五



(寶國) 案狀書人上覺文

行慈及び宗全等の書狀に續いて、一八五號までは、大體鎌倉時代の文書である。寺領關係のものが多いが、中には、寛喜二年に作成された神護寺及び高山寺の繪圖に關すると目せられるものが數通あり文書一〇、或は又後宇多天皇の延慶二年の曼荼羅の御修復に關するものもある文書一。

吉野朝時代のもの、一八六號より二五二號に至る六十七通で、寺領或は祈禱に關するものが多い。當時丹波路は、京都と西國との間の重要な交通路に當り、従つてその近邊に位置する神護寺は、公武兩方面より注目するところとなつたのであらう。延元々年五月二十五日の湊川合戦の後、神護寺に對して、公武兩方面より繪旨或は御教書が頻々と達せられて居るが文書一九一、中に、建武三年六月十日の足利直義御教書九四、文書一は、神護寺衆徒に對して新田義貞に與力すべからざる旨を傳へ、建武三年八月二十五日の足利尊氏御教書九七、文書一は、神護寺衆徒に對して大覺寺宮性圓法親王の抑留を命じ、共に注意すべきものかと思はれる。異色あるものとしては、足利直義

の臣で若狹守護に任じ、夢窓國師に師事して禪の奥義を尋ね、その徳憑によつて夢中間答を出版した大高重成の書狀文書二〇六を始とし、五部大乘經印板の奉納に關するもの文書二一〇、或は三條大佛師堯圓の名の見える孔雀明王像の造立に關するもの文書二二三、二二五、などが擧げられる。

二五三號より二六五號までの十三通は、室町時代から戰國時代にかけてのもので、寺領關係のものが多く、取立て、云ふほどのものはない。

この外に、鎌倉時代を通じての太政官牒をまとめて一卷とし、終りに附した。通數にして九通を數へる。

## 六

以上によつて、今回印刷に付さうとする神護寺文書の大體の紹介を終る。草創當時の文書記録は殆ど亡佚し總通數二七四通も亦、眞言の舊刹としては決して數の多い方ではない。通覽して感ずることは、上覺の書狀が多數傳へられて居ること、その數は、長短合せて三十四通に達して居る。上覺は、今でこそ殆どその存在を忘れられ、

その行跡もとかく文覺の行跡と混ぜられて居るが、曾つては、文覺と共に神護寺の傳統の中に生きて居たのであつた。鎌倉初期の神護寺に於ける上覺の位置を考へれば、このことも亦、決して偶然でないことを思ふのである。

終りに臨み、影寫本の作成並びに文書の印刷に關して、終始多大の便宜を興へられた神護寺住職谷内清巖老師に對し、厚く感謝の意を表す。又、文書の借用に就き、讀本の校正に就き、多大の御盡力を賜つた中村先生に對し、更らに又専ら年次未詳の文書の考證に當られ、且つこの紹介の一文を草するに際して、史料を指示され示唆を興へられた赤松俊秀氏、及び讀本の作成に際して助力を興へられた大學院學生諸兄に對し、これ又深く謝意を表す。

## 附記

一 神護寺文書は、今回改装して大體年代順に配列した。この讀本は、その順序に従つて居る。

一 文書一號より六號に至る頼朝及び政子の書狀が、年代順でないのは、この一卷のみ、都合により以前に

修理された爲である。

一 文書七號より八〇號までは、文覺・明恵・上覺・宗

全の書狀をまとめた。その他のものでも、以上四人に關係するものは、便宜夫々の個處に挿入した。

一 文書八〇號より以下は、大體年代順に配列したが、

繼目花押の存するもの、又は卷子本として古い體裁を保つて居ると思はれるものは、紊りにこれを改め

なかつた。

今回印刷に付する文書の外に、神護寺には猶若干の文書記録が存して居る。既に刊行されて居るものが多いので便宜左に注記するに止めて置く。

1 灌頂歴名(國寶)、國寶全集第四十四輯。

2 二荒山碑文(國寶)、國寶全集第七十輯。

3 文覺四十五箇條起請文(國寶)、大日本佛教全書119寺

誌叢書第三、續群書類從第廿七輯上。

4 文覺上人書狀案(國寶)、國寶全集第四輯。

5 北白河院勅願文案(神護寺諸堂記)、美術研究第四十

七號。

6 後宇多天皇御遺言十二ヶ條、續群書類從第四輯下所

收「大覺寺門跡略記」所引。

7 神護寺略記(國寶)、大日本佛教全書119寺誌叢書第三

8 高雄山神護寺規模殊勝之條々、美術研究第四十七號